

地震災害時等における大阪府管理道路等の応急対策業務に関する協定

大阪府土木部長（以下「甲」という。）と社団法人日本土木工業協会関西支部支部長（以下「乙」という。）は、地震等の災害により、大阪府が管理する道路等に機能障害が発生した場合などにおいて、これらの応急対策業務が乙の協力により速やかに実施できるよう、次のとおり協定を締結する。

（協定対象業務の内容）

第1条 この協定の対象とする業務（以下「協定業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1)道路交通確保のための大規模な障害物除去作業
- (2)その他甲が必要と認める応急対策業務

（甲の責務）

第2条 甲は、本協定締結後、本協定の趣旨を甲の管轄する土木事務所等の長（以下「事務所長」という。）に周知させるものとする。

2 甲は、土木事務所等の連絡体制を乙に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに乙に報告するものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、本協定締結後、本協定の趣旨を乙の加盟会員（以下「協定会員」という。）に周知させるものとする。

2 乙は、協定会員名及び初動時の連絡先を甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（協定業務の要請）

第4条 甲は、協定業務の必要が生じた場合、乙に対して文書で次に掲げる事項を明らかにして、協定業務に関する要請を行うこととする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請することとし、甲は後日速やかに乙に文書を提出するものとする。

- (1)災害の状況及び協定業務内容
- (2)必要とする日時、場所及び期間
- (3)当該協定業務を管轄する事務所長
- (4)その他必要な事項

（協定業務の実施）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、直ちに協定業務の実施体制等を組織し、協定業務を実施する協定会員（以下「実施会員」という。）を甲に報告するものとする。

2 実施会員は、速やかに事務所長と協議の上、協定業務を実施するものとする。

（協定業務の報告）

第6条 実施会員は、協定業務が完了したときは、速やかに作業内容等を文書により事務所長に報告するものとする。

(協定業務の契約)

第7条 事務所長は、実施会員が協定業務を実施した場合、速やかに協定業務の内容を精査し、建設工事請負契約書により実施会員と契約を締結するものとする。

2 前項の請負金額の額は、大阪府の予定価格以内とする。

(第三者との調整)

第8条 事務所長は、協定業務に係る物件又は道路占用物件等の所有権等を有する第三者との調整を行うものとする。

2 実施会員は、前項の調整業務に協力するものとする。

(災害発生時の情報提供等)

第9条 乙及び協定会員は、諸活動中に知りえた災害等による被害情報を積極的に甲及び事務所長に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(事務局)

第10条 本協定に関する事務局は、甲においては大阪府土木部土木監理課技術管理室に、乙においては社団法人日本土木工業協会関西支部事務局に置くものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成11年4月1日から適用する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項は、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成11年3月31日

甲 大阪府土木部長

孝石欣



乙 社団法人日本土木工業協会

関西支部長

小笠太

